

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月13日

【会社名】 株式会社南都銀行

【英訳名】 The Nanto Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石田 諭

【本店の所在の場所】 奈良市大宮町四丁目297番地の2  
(注) 奈良市橋本町16番地から2025年2月10日付で移転

【電話番号】 奈良(0742)22 - 1131(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 小柳 雅 則

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目13番12号 日本生命日本橋ビル7階  
株式会社南都銀行東京営業部

【電話番号】 東京(03)6665 - 0080(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京営業部長 林 和 秀

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 998,240,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社南都銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋二丁目13番12号 日本生命日本橋ビル7階)  
株式会社南都銀行大阪中央営業部  
(大阪府中央区今橋二丁目2番2号)  
株式会社南都銀行京都支店  
(京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566番地1)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月9日に提出いたしました有価証券届出書について、2025年5月13日に有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び当該半期報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

（訂正前）

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第136期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)2024年6月28日 関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第137期中(2024年4月1日から2024年9月30日まで)2024年11月27日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年5月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月4日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年2月4日にそれぞれ関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

上記2の半期報告書の訂正報告書を2024年11月27日 関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての事業年度第136期有価証券報告書又は第137期半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(2025年5月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(2025年5月9日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第136期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)2024年6月28日 関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第137期中(2024年4月1日から2024年9月30日まで)2024年11月27日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月4日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年2月4日にそれぞれ関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

上記1の有価証券報告書の訂正報告書を2025年5月13日に、上記2の半期報告書の訂正報告書を2024年11月27日及び2025年5月13日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての事業年度第136期有価証券報告書又は第137期半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年5月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年5月13日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。